

平成31年1月総合事業報酬改定に係る質問および回答について（Vol. 1）

NO	質問	回答
1	<p>計画上に位置付けた予定回数を、本人または事業所の都合で利用できなかった場合（例えば週4回を超える回数を想定していたが、実績は3回だった場合など）はどのような判断になるか。</p>	<p>報酬算定の可否については、基本的に通所・訪問介護に準じた取り扱いを想定しています。したがって、お尋ねのようなケースにおいては、実際に利用していない日については、報酬請求はできないものと考えます。</p>
2	<p>実績での算定になる場合、どの時点での（当日など）のキャンセルにおいても、実績として利用が無ければ算定できないか。</p>	<p>なお、キャンセル等については、通所介護、訪問介護と同様、利用者との契約に基づき、キャンセル料を徴収して差し支えありません。</p>
3	<p>回数制となった場合に、日割り算定となる要件はあるか。</p>	<p>回数制を導入した場合は、日割りでの算定は想定していません。</p>
4	<p>月途中での訪問型サービスⅠ→Ⅱといった変更は可能か。</p>	<p>可能です。本人の状態、環境等の変化により計画が変更となった場合は、変更後の計画に合わせた区分で報酬請求いただいて差し支えありません。</p> <p>ただし、例えば計画上の位置づけが週2回以上であっても、実際に1月利用した回数が4回以下の場合は、「訪問型サービスⅣ（266単位）」での算定となります。</p>
5	<p>通所型サービスにおいて要支援1の利用者が週1回以上利用することは可能か。</p>	<p>サービスを利用すること自体は可能です。</p> <p>ただし、報酬の請求区分は要支援認定区分に応じて区分されるため、お尋ねのようなケースにおいては、週1回以上利用した場合でも、請求の上限は「通所型サービス1（1,647単位）」となります。</p>
6	<p>今回の報酬改定に併せて運営規程等の変更を行った場合に、市への変更届の提出が必要か。</p>	<p>今回の報酬改定等に係る変更届出は不要です。</p> <p>運営規程、契約書類の整備など、事業所において適切にご対応いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、契約書類等の内容確認の必要があれば、対応させていただきますので、市高齢課指定指導担当までご連絡ください。</p>